

令和8年度

印旛沼二期農業水利事業
減圧水槽他補足検討業務

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局印旛沼二期農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 印旛沼二期農業水利事業減圧水槽他補足検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 この業務は、印旛沼二期農業水利事業で設計した施設の補足検討を行うものである。

(場所)

第1-3条 この業務の実施位置は、千葉県成田市、佐倉市、印西市地内であり、別添位置図に示すとおりである。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-4条

- 1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。
- 2 第三者照査の企業に要求される資格
 - (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
 - (2) 関東農政局において、令和7、8年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
 - (3) 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
 - (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、下記の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ①資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある
 - ②人的関係
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている
- 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格
第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。
 - 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - 照査技術者と同等の技術者資格を有する者
- 4 照査技術者の通知
受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録

共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

第1-5条 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- 2 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- 3 その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等業務実施体制に関する問題が生じた場合
- 4 業務成果品のミス、不備等

（一般事項）

第1-6条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりとする。

- 1 受注者は常に業務の履行状況を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- 2 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い、承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。
- 3 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗をはかるものとする。

（管理技術者）

第1-7条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第 1－8 条

- 1 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

- 2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1－7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。
- 3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1－9 条 担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－10 条 共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1－11 条 受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 設計作業条件

(適用する図書)

第2-1条 設計の基本的事項に関しては、土地改良事業設計指針「耐震設計」(平成27年5月)」を適用する。

なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

(設計条件)

第2-2条 設計作業における対象施設は、【別紙-1】のとおりである。

(貸与資料等)

第2-3条 貸与資料は、次のとおりである。

分 類	貸 与 資 料	数 量
設計関係資料	平成24年度 印旛沼二期農業水利事業 宗吾北機場実施設計業務 報告書	1 式
設計関係資料	平成25年度 印旛沼二期農業水利事業 宗吾北第3号支線用水路他実施設計その他業務 報告書	1 式
設計関係資料	平成27年度 印旛沼二期農業水利事業 宗吾北第7号支線用水路補足設計業務 報告書	1 式
設計関係資料	平成25年度 印旛沼二期農業水利事業 吉高機場実施設計その他業務 報告書	1 式
設計関係資料	平成26年度 印旛沼二期農業水利事業 吉高機場補足設計業務 報告書	1 式
設計関係資料	平成25年度 印旛沼二期農業水利事業 吉高幹線用水路実施設計その他業務 報告書	1 式
設計関係資料	平成25年度 印旛沼二期農業水利事業 吉高支線用水路実施設計その他業務 報告書	1 式
設計関係資料	平成26年度 印旛沼二期農業水利事業 宗吾西機場実施設計その他業務 報告書	1 式
設計関係資料	平成29年度 印旛沼二期農業水利事業 宗吾西1号幹線用水路他補足設計業務 報告書	1 式
設計関係資料	令和4年度 印旛沼二期農業水利事業 埜原支線用水路設計業務(6号支線末端その他) 報告書	1 式

(貸与資料の取扱い)

第2-4条 第2-3条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- 1 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- 3 上記に記載された資料以外の参考図書及び貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。

第3章 設計作業内容

（作業項目及び数量）

第3－1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。
なお、詳細は別紙の作業項目内訳表（該当項目）に○印で示すものとする。

作業項目表

作 業 項 目	数 量	備 考
準備作業	1 式	
耐震性能照査		
吐出し水槽（杭基礎）	3 施設	
減圧水槽（杭基礎）	4 施設	
減圧水槽（頂版）	3 施設	
照査	1 式	
点検とりまとめ	1 式	

（設計作業の留意点）

第3－2条 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- （1）電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- （2）第2－3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- （3）施工上特に注意する点を特記する必要がある場合は、設計図面に記入するものとする。

（業務の成果品質確保対策）

第3－3条 契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（1）業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当が設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

①設計条件・前提条件

②業務計画の妥当性

③スケジュール

④設計変更内容

⑤その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等
イ 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

(3) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

(4) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

(5) 設計業務審査のためのチェックリストの作成について

業務の中間段階において、設計条件等の確認及び中間成果の情報共有を図るため、農村振興局整備部設計課作成の「設計業務管理の手引書」（農水省 WEB サイト）の当該工種にかかる設計審査のためのチェックリストその他監督職員から提示のあった様式を作成し、情報共有システムを活用して中間成果物とともに監督職員に提出しなければならない。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4－1条 共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

打合せ	実施段階	実施方法	
		Web	対面
初 回	設計作業着手の段階		○
第2回	中間打合せ（基本条件整理段階）	○	
第3回	中間打合せ（照査設計段階）	○	
最終回	報告書原稿作成段階		○

業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象としない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1－11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 等) 正副2部
- (2) 電子納品する成果物の出力1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

千葉県佐倉市宮小路町28番地 関東農政局印旛沼二期農業水利事業所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。
- 2 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- 3 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- 4 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- 5 履行期間の変更が生じた場合。
- 6 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- 7 その他

(業務スライドの試行)

第6-2条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知) URL
(「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf>」) に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

- (5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2) ～ (5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が (2)、(6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。

第 7 章 定めなき事項

(定めなき事項)

第 7－1 条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

対象施設

施 設 名	構造形式	耐震性能照査部位	照査地震動
宗吾北機場 用水吐出し水槽	地上式 PC タンク	杭基礎	L 2
吉高機場 用水吐出し水槽	地上式 PC タンク	杭基礎	L 2
宗吾西機場 用水吐出し水槽	地上式 PC タンク	杭基礎	L 2
宗吾北幹線 1号減圧水槽	地上式 RC タンク	杭基礎	L 2
吉高幹線 既設 2号線減圧水槽	地上式 RC タンク	杭基礎	L 2
吉高幹線 2号減圧水槽	地上式 RC タンク	杭基礎	L 2
吉高第 5号支線 5－2分木工減圧水槽	地上式 RC タンク	杭基礎	L 2
宗吾北第 7号支線 7－3号分木工減圧水槽	地上式 RC タンク	頂版	L 1, L 2
宗吾西第 1号幹線 3号分木工減圧水槽	地上式 RC タンク	頂版	L 1, L 2
埜原第 2号支線 減圧水槽	地上式 RC タンク	頂版	L 1, L 2

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 準備作業	耐震性能照査実施のための貸与資料を整理、把握し、作業計画を樹立する。	○
2 耐震性能照査		
2-1 吐出し水槽（杭基礎）	過年度に設計を行い施工済みの地上式 PC タンク 3 施設について、杭基礎のレベル 2 地震動（タイプ I）に対する耐震性能照査を実施する。	○
2-2 減圧水槽（杭基礎）	過年度に設計を行い施工済みの地上式 RC タンク 4 施設について、杭基礎のレベル 2 地震動（タイプ I）に対する耐震性能照査を実施する。	○
2-3 減圧水槽（頂版）	過年度に設計を行い施工済みの地上式 RC タンク 3 施設について、頂版のレベル 1 及びレベル 2 地震動（タイプ I）に対する耐震性能照査を実施する。	○
3 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
4 点検とりまとめ	各設計項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○